

議案第 1 1 号

和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市手数料条例の一部を改正する条例

和光市手数料条例（平成 1 2 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第 2 条関係） (1)～(4)（略） (5) 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）関係				別表（第 2 条関係） (1)～(4)（略） (5) 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）関係			
事項	単位	金額	備考	事項	単位	金額	備考
建築物に関する確認又は計画通知	(略)	ア 床面積の合計が 3 0 平方メートル以下のもの	ア 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める面積について算定する。	建築物に関する確認又は計画通知	(略)	ア 床面積の合計が 3 0 平方メートル以下のもの	床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める面積について算定する。
		8, 0 0 0 円				7, 0 0 0 円	
		イ 床面積の合計が 3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以下のもの	(ア) 建築物を建築する場合（イ）に掲げる場合及び移転する場合を除く。）当該建築物に係る部分の床面積			イ 床面積の合計が 3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以下のもの	ア 建築物を建築する場合（イ）に掲げる場合及び移転する場合を除く。）当該建築物に係る部分の床面積
		2 0, 0 0 0 円				4, 0 0 0 円	
		ウ 床面積の合計が 1 0 0 平方メートルを超え 2 0 0 平方メートル以下のもの				ウ 床面積の合計が 1 0 0 平方メートルを超え 2 0 0 平方メートル以下のもの	
		3 4, 0 0 0 円				2 4, 0 0 0 円	
		エ 床面積の合計が 2 0 0 平方メートルを超え 3 0 0 平方メートル以下のもの				エ 床面積の合計が 2 0 0 平方メートルを超え 3 0 0 平方メートル以下のもの	
		3 6, 0 0 0 円				3 1, 0 0 0 円	
		オ 床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以下のもの	(イ) 確認を受けた建築物の計画の変更をし			オ (略)	イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合
		3 9, 0 0 0 円					
カ (略)							
キ 建築物のエネ							

ルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条及び第12条の規定に基づく、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為として、建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもののアからカまでの額に、一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を加算して得た額	て建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）―当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）	を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
（ア） 一戸建ての住宅で、床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円	（ウ） 建築物を移転する場合（エ）に掲げる場合を除く。）―当該移転に係る部分の床面積の2分の1	ウ 建築物を移転する場合（エ）に掲げる場合を除く。）当該移転に係る部分の床面積の2分の1
（イ） 一戸建ての住宅で、床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円	（エ） 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合―当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1	エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
（ウ） 住宅用途を含む建築物の住宅部分 27,000円		
ク 昇降機を含む建築物の場合		
当該計画の区分に応じて、それぞれの額に、昇	イ 特定建築行為の計画を変更して建築物	

		<u>降機1基ごとに</u> <u>14,000円</u> <u>(小荷物専用昇</u> <u>降機については</u> <u>、5,000円</u> <u>)を加算して得</u> <u>た額</u>	<u>の建築をする</u> <u>場合 当該計</u> <u>画の区分に応</u> <u>じて、それぞ</u> <u>れの額に2分</u> <u>の1を乗じて</u> <u>得た額</u>			
			ウ <u>昇降機の計</u> <u>画を変更する</u> <u>場合 昇降機</u> <u>1基ごとに7</u> <u>、000円(</u> <u>小荷物専用昇</u> <u>降機について</u> <u>は、4,000</u> <u>円)</u>			
建築設備に 関する確認 申請又は計 画通知	1基	昇降機を設置する 場合 14,000円(小荷物専用 昇降機については 、5,000円)	確認を受けた昇 降機の計画を変 更して昇降機を 設置する場合 7,000円(小 荷物専用昇降 機については、 4,000円)			
工作物に関 する確認又 は計画通知	(略)	工作物を築造する 場合 12,000円	確認を受けた工 作物の計画を変 更して工作物を 築造する場合 5,000円	工作物に関(略 する確認又)ア 工作物を築造 は計画通知イ する場合(イに 掲げる場合を除 く。) 12, 000円 イ 確認を受けた 工作物の計画を 変更して工作物 を築造する場合 5,000円		
建築物に関 する完了検 査	(略)	ア 床面積の合計 が30平方メー トル以下のもの 15,000 円 イ 床面積の合計 が30平方メー トルを超え10 0平方メートル 以下のもの 2 4,000円 ウ 床面積の合計 が100平方メ ートルを超え2 00平方メート ル以下のもの 34,000円 エ 床面積の合計 が200平方メ ートルを超え3 00平方メート ル以下のもの 37,000円 オ 床面積の合計 が300平方メ ートルを超え5	床面積の合計は 、次に掲げる場 合の区分に応じ 、それぞれ当該 区分に定める面 積について算定 する。 ア 建築物を建 築した場合(イ に掲げる場合 を除く。) 当該建築に係 る部分の床面 積 イ 建築物を移 転した場合 当該移転に係 る部分の床面 積の2分の1	建築物に関(略 する完了検)ア 床面積の合計 査イ 床面積の合計 が30平方メー トル以下のもの 14,000 円 イ 床面積の合計 が30平方メー トルを超え10 0平方メートル 以下のもの 1 7,000円 ウ 床面積の合計 が100平方メ ートルを超え2 00平方メート ル以下のもの 24,000円 エ 床面積の合計 が200平方メ ートルを超え5 00平方メート ル以下のもの 35,000円	床面積の合計は 、次に掲げる場 合の区分に応じ 、それぞれ当該 区分に定める面 積について算定 する。 ア 建築物を建 築した場合(イ に掲げる場合 を除く。) 当該建築に係 る部分の床面 積 イ 建築物を移 転した場合当 該移転に係る 部分の床面積 の2分の1	

	00平方メートル以下のもの
	42,000円
カ (略)	
キ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条の規定に基づく要確認特定建築行為又は第12条の規定に基づく要通知特定建築行為に係る建築物の場合	ア
	からカまでの額に、一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を加算して得た額
	(ア) 床面積の合計が30平方メートル以下のもの
	3,000円
	(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの
	5,000円
	(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの
	6,000円
	(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの
	7,000円

オ (略)

		円 (オ) 床面積 の合計が 300平 方メー トルを 超え 500平 方メー トル以 下の もの 8 , 000 円 (カ) 床面積 の合計が 500平 方メー トルを 超え るもの 11, 0 00円 ク 昇降機を含む 建築物の場合 当該計画の区分 に応じて、それ ぞれの額に、昇 降機1基ごとに 17, 000円 (小荷物専用昇 降機については 、10, 000 円)を加算して 得た額				
建築設備に 関する完了 検査	1基	昇降機 17, 0 00円 (小荷物専 用昇降機につい ては、10, 000 円)				
工作物に関 する完了検 査	(略)			工作物に関 する完了検 査	(略)	
建築物等の 仮使用認定	1件	120, 000円				
道路の位置 の指定、変 更又は取消 し	(略)			道路の位置 の指定、変 更又は取消 し	(略)	
(略)				(略)		
(6) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係				(6) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係		
事項	単位	金額	備考	事項	単位	金額
住宅の品質 確保の促進 等に関する 法律（平成 11年法律 第81号） 第6条の2 第3項の確 認書又は同	(略)	一の建築物ごとに 次に掲げる申請区 分に応じ、当該区 分に定める額 ア 一戸建ての住 宅の新築 8, 000円 イ 一戸建ての住 宅の増築、改築	ア 認定を受け た建築物の計 画を変更する 場合 当該計 画の区分に応 じて、それぞ れの額に2分 の1を乗じて 得た額	住宅の品質 確保の促進 等に関する 法律（平成 11年法律 第81号） 第6条の2 第3項の確 認書又は同	(略)	一戸建ての住宅は 、新築の場合は8 、000円、増築 、改築又は建築を 伴わない場合は1 3, 000円とし 、共同住宅等で床 面積の合計が50 0平方メートル以

条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の交付を受けている長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定	又は建築を伴わないもの 13,000円 ウ 共同住宅等の新築 17,000円 エ 共同住宅等の増築、改築又は建築を伴わないもの 25,000円	イ 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に併せて建築確認の申請がされた場合 当該計画の認定に係る額に次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を加算した額 (ア) (イ)及び(ウ)以外のもの 第5号建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料に相当する額 (イ) 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、構造計算が認定プログラムにより行われたもの (ア) の額及び120,700円 (ウ) 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、(イ)以外のもの	条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の交付を受けている長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定	下のものは、新築の場合は17,000円、増築、改築又は建築を伴わない場合は25,000円とする。 ただし、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に併せて建築確認申請が同時に申請されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額とする。 ア イ・ウ以外のもの 第5号建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料に相当する額 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、構造計算が認定プログラムにより行われたもの アの額及び120,700円 ウ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、イ以外のもの アの額及び174,600円
--	--	--	--	---

			ア) の額及び 174,600円			
住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の交付を受けていない長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定	(略)	一の建築物ごとに次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額 ア 一戸建ての住宅の新築 57,000円 イ 一戸建ての住宅の増築、改築又は建築を伴わないもの 85,000円 ウ 共同住宅等の新築 127,000円 エ 共同住宅等の増築、改築又は建築を伴わないもの 194,000円	ア 認定を受けた建築物の計画を変更する場合 当該計画の区分に応じて、それぞれの額に2分の1を乗じて得た額 イ 長期優良住宅建築等計画の認定の申請に併せて建築確認の申請がされた場合 当該計画の認定に係る額に次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を加算した額 (ア) (イ) 及び (ウ) 以外のもの 第5号建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料に相当する額 (イ) 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、構造計算が認定プログラムにより行われたもの (ア) の額及び	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の交付を受けていない長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定	(略)	一戸建ての住宅は、新築の場合は57,000円、増築、改築又は建築を伴わない場合は85,000円とし、共同住宅等で床面積の合計が500平方メートル以下のものは、新築の場合は127,000円、増築、改築又は建築を伴わない場合は194,000円とする。ただし、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に併せて建築確認申請が同時に申請されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額とする。 ア イ・ウ以外のもの 第5号建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料に相当する額 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、構造計算が認定プログラムにより行われたもの アの額及び120,700円 ウ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、イ以外のもの アの額及び174,600円

			び120,700円 (ウ) 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、(イ)以外のもの(ア)の額及び174,600円			
				住宅の品質1件 確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書(いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。)の交付を受けている長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定	一戸建ての住宅は、新築の場合は4,000円、増築、改築又は建築を伴わない場合は6,500円とし、共同住宅等で床面積の合計が500平方メートル以下のものは、新築の場合は8,500円、増築、改築又は建築を伴わない場合は12,500円とする。ただし、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に併せて建築確認申請が同時に申請されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額とする。 ア イ・ウ以外のもの 第5号建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料に相当する額 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、構造計算が認定プログラムにより行われたもの アの額及び120,700円	

					ウ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、イ以外のもの アの額及び174,600円
		住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。）の交付を受けていない長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定	1件	一戸建ての住宅は、新築の場合は28,500円、増築、改築又は建築を伴わない場合は42,500円とし、共同住宅等で床面積の合計が500平方メートル以下のものは、新築の場合は63,500円、増築、改築又は建築を伴わない場合は97,000円とする。ただし、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に併せて建築確認申請が同時に申請されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加えた額とする。 ア イ・ウ以外のもの 第5号建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料に相当する額 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、構造計算が認定プログラムにより行われたもの アの額及び120,700円 ウ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、イ以外のもの アの額及び174,600円	
譲受人の決定に伴う長期優良住宅建築等計画の変更の認	(略)			譲受人の決定に伴う長期優良住宅建築等計画の変更の認	(略)

定		
地位の承継 の承認	(略)	

(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

事項	単位	金額	備考
登録住宅性能評価機関）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関等」という。）が行う技術的審査による適合証又は設計住宅性能評価書の交付を受けている低炭素建築物新築等計画の認定	(略)	一の建築物ごとに次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額（2以上の申請区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額を合算して得た額） ア 一戸建ての住宅 5,000円 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 11,000円 ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 11,000円	ア 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合 当該計画の区分に応じ、それぞれの額の2分の1を乗じて得た額 イ 当該低炭素建築物新築等計画の認定に併せて建築確認の申請がされた場合 当該計画の認定に係る額に次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を加算して得た額 (ア) (イ)及び(ウ)以外のもの 第5号建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料に相当する額 (イ) 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、構造計算が認定プログラムにより行われた

定		
地位の承継 の承認	(略)	

(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係

事項	単位	金額	備考
登録住宅性能評価機関）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関等」という。）が行う技術的審査による適合証又は設計住宅性能評価書の交付を受けている低炭素建築物新築等計画の認定	(略)	次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額（2以上の申請区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額を合算して得た額） ア 一戸建ての住宅に係る申請 5,000円 イ 住宅の用途を含む建築物の住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 2,000円 ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1,000円 (イ) 床面積の合計が300平方	当該低炭素建築物新築等計画の認定に併せて建築確認の申請がされたときは、当該計画の認定に係る金額に次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を加えた額とする。 ア イ及びウ以外のもの 第5号建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料に相当する額 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、構造計算が認定プログラムにより行われたもの アの額及び120,700円

			もの (ア) の額及び120,700円 (ウ) 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、(イ)以外のもの(ア)の額及び174,600円			方メートル以上のもの19,000円	
登録住宅性能評価機関等が行う技術的審査による適合証又は設計住宅性能評価書の交付を受けていない低炭素建築物新築等計画の認定	(略)	一の建築物ごとに次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額（2以上の申請区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額を合算して得た額） ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第10条第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準に適合するものの次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 （ア） 一戸建ての住宅で、床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円	ア 認定を受けた低炭素建築物新築等計画を変更する場合 当該計画の区分に応じ、それぞれの額に2分の1を乗じて得た額 イ 当該低炭素建築物新築等計画の認定に併せて建築確認の申請がされた場合 当該計画の認定に係る額に次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を加算して得た額 （ア） （イ）及び（ウ）以外のもの 第5号建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料に相当	登録住宅性能評価機関等が行う技術的審査による適合証又は設計住宅性能評価書の交付を受けていない低炭素建築物新築等計画の認定	(略)	次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額（2以上の申請区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額を合算して得た額） ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第10条第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準に適合するものの次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 （ア） 一戸建ての住宅に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 a 床面積の合	ウ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、(イ)以外のもの(ア)の額及び174,600円

	する額	計が2	
(イ)	構造	0 0 平	イ 構造計算適
	計算適	方メー	合性判定の実
	合性判	トル未	施の申出を伴
	定の实	満のも	う場合で、構
	施の申	の 4	造計算が認定
	出を伴	0, 0	プログラムに
	う場合	0 0 円	より行われた
(イ)	で、構	b 床面	もの アの額
	造計算	積の合	及び1 2 0,
	が認定	計が2	7 0 0 円
	プログラ	0 0 平	
	ムに	方メー	
	より行	トル以	
	われた	上のも	
	もの	の 4	
	(ア)	4, 0	
	の額及	0 0 円	
	び1 2		
(ウ)	住宅用	(イ)	住宅の
	途を含む		用途を含む
	建築物の		住宅部
	住宅部分		分に係る
	8 0,		申請 次
	0 0 0 円		に掲げる
			区分に応
			じ、当該
			区分に定
			める額
		a 床面	
		積の合	
		計が3	
		0 0 平	
		方メー	
		トル未	
		満のも	
		の 8	
		0, 0	
		0 0 円	
		b 床面	
		積の合	
		計が3	
		0 0 平	
		方メー	
		トル以	
		上のも	
		の 1	
		3 5,	
		0 0 0	
		円	
イ 省令第10条		イ 省令第10条	
第2号イ(2)		第2号イ(2)	
及びロ(2)に		及びロ(2)に	
定める基準に		定める基準に	
適合するもの		適合するもの	
次に掲げる区		次に掲げる区	
分に		分に	
応じ、当該区		応じ、当該区	
分に定める額		分に定める額	
(ア) 一戸建		(ア) 一戸建	
ての住宅		ての住宅	

で、床面
積の合計
が 2 0 0
平方メー
トル未満
のもの
2 0, 0
0 0 円

(イ) 一戸建
ての住宅
で、床面
積の合計
が 2 0 0
平方メー
トル以上
のもの
2 2, 0
0 0 円

(ウ) 住宅用
途を含む
建築物の
住宅部分
3 8,
0 0 0 円

ウ 省令第 1 0 条

に係る申
請 次に
掲げる区
分に応じ
、当該区
分に定め
る額

a 床面
積の合
計が 2
0 0 平
方メー
トル未
満のも
の 2
0, 0
0 0 円

b 床面
積の合
計が 2
0 0 平
方メー
トル以
上のも
の 2
2, 0
0 0 円

(イ) 住宅の
用途を含
む建築物
の住宅部
分に係る
申請 次に
掲げる区
分に応じ
、当該区
分に定め
る額

a 床面
積の合
計が 3
0 0 平
方メー
トル未
満のも
の 3
8, 0
0 0 円

b 床面
積の合
計が 3
0 0 平
方メー
トル以
上のも
の 6
6, 0
0 0 円

第2号イ(1)
及びロ(2)又
は同号イ(2)
及びロ(1)に
定める基準に適
合するもの 次
に掲げる区分に
応じ、当該区分
に定める額

(ア) 一戸建
ての住宅
で、床面
積の合計
が200
平方メー
トル未満
のもの
29,0
00円

(イ) 一戸建
ての住宅
で、床面
積の合計
が200
平方メー
トル以上
のもの
33,0
00円

(ウ) 住宅用
途を含む
建築物の
住宅部分
59,
000円

エ 省令第10条
第1号イ(1)
及びロ(1)に
定める基準に適
合する非住宅用
途を含む建築物
の非住宅部分
267,000
円

ウ 省令第10条
第1号イ(1)
及びロ(1)に
定める基準に適
合する非住宅用
途を含む建築物
の非住宅部分に
係る申請 次
に掲げる区分に
応じ、当該区分
に定める額

(ア) 床面積
の合計が
300平
方メー
トル未
満のも
の 2
67,0
00円

(イ) 床面積
の合計が
300平
方メー
トル以
上のも
の 3

						34,000円	
		オ 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 102,000円				エ 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 130,000円	
			登録住宅性能評価機関等が行う技術的審査による適合証又は設計住宅性能評価書の交付を受けている低炭素建築物新築等計画の変更の認定	1件	次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額（2以上の申請区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額を合算して得た額） ア 一戸建ての住宅に係る申請 2,500円 イ 住宅の用途を含む建築物の住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの アの額及び120,700円 ウ 構造計算適	当該低炭素建築物新築等計画の変更の認定に併せて建築確認の申請がされたときは、当該計画の変更の認定に係る金額に次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を加えた額とする。 ア イ及びウ以外のもの 第5号建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料に相当する額 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、構造計算が認定プログラムにより行われたもの アの額及び120,700円 ウ 構造計算適	

		もの 1 1, 5 0 0 円 ウ 非住宅用途を 含む建築物の非 住宅部分に係る 申請 次に掲げ る区分に応じ、 当該区分に定め る額 (ア) 床面積 の合計が 3 0 0 平 方メートル未 満のもの 5 , 5 0 0 円 (イ) 床面積 の合計が 3 0 0 平 方メートル以 上のもの 9 , 5 0 0 円	合性判定の実 施の申出を伴 う場合で、イ 以外のもの アの額及び 1 7 4, 6 0 0 円
登録住宅性能評価機関等が行う技術的審査による適合証又は設計住宅性能評価書の交付を受けていない低炭素建築物新築等計画の変更の認定	1 件	次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額（2 以上の申請区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額を合算して得た額） ア 省令第 1 0 条第 2 号イ（1）及びロ（1）に定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 a 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの 2 0, 0 0 0 円	当該低炭素建築物新築等計画の変更の認定に併せて建築確認の申請がされたときは、当該計画に係る金額に次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を加えた額とする。 ア イ及びウ以外のもの 第 5 号建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料に相当する額 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、構造計算が認定プログラムにより行われたもの アの額及び 1 2 0, 7 0 0 円 ウ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、イ

	b	床面積の合計が200平方メートル以上のもの 2, 000円	以外のも アの額及び174, 600円
(イ)		住宅の用途を含む建築物の住宅部分に係る申請次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額	
	a	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 40, 000円	
	b	床面積の合計が300平方メートル以上のもの 67, 500円	
イ		省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額	
	(ア)	一戸建ての住宅次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額	
	a	床面積の合計が2	

00平方メートル未満のもの
の10,000円
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
の11,000円
(イ) 住宅の用途を含む建築物の住宅部分に係る申請次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
の19,000円
b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの
の33,000円
ウ 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分に係る申請次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額
(ア) 床面積

						の合計が 300平 方メー トル未 満の もの 133,5 00円 (イ) 床面積 の合計が 300平 方メー トル以 上の もの 167,0 00円 エ 省令第10条 第1号イ(2) 及びロ(2)に 定める基準に 適合する非住 宅用途を含む 建築物の非住 宅部分に係る 申請 次に掲 げる区分に応 じ、当該区分 に定める額 (ア) 床面積 の合計が 300平 方メー トル未 満の もの 51,00 0円 (イ) 床面積 の合計が 300平 方メー トル以 上の もの 65,00 0円
--	--	--	--	--	--	--

(8) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

事項	単位	金額	備考
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。）第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同	(略)申請に係る特定建築物行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額（2以上の申請区分に該当するとき、それぞれの区分に定める額を合算して得た額） ア 一戸建ての住宅 5,000円 イ 住宅用途を	認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合、当該計画の区分に応じて、それぞれの額に2分の1を乗じて得た額	

(8) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

事項	単位	金額	備考
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。）第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同	(略)次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額		

条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定を受けたことを示す図書の交付を受けている法第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	む建築物の住宅部分 11, 000円 ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 11, 000円	条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定を受けたことを示す図書の交付を受けている法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この表において同じ。）が300平方メートル未満のもの 11, 000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 19, 000円
法第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定を受けたことを示す図書の交付を受けていない法第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	(略) 申請に係る特定建築物行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額は、(2以上の申請区分に該当するとき、それぞれの区分に定める額を合算して得た額) ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「省令」という。）第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 一戸建ての住宅で、床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40, 000円 (イ) 一戸建ての住宅で、床面積の合計が200	法第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定を受けたことを示す図書の交付を受けていない法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	(略)

	平方メー
	トル以上
	のもの
	44,0
	00円
(ウ)	住宅用
	途を含む
	建築物の
	住宅部分
	80,
	000円
イ	省令第1条第
	1項第2号イ(
	2)及びロ(2
	)に定める基準
	に適合するもの
	次に掲げる区
	分に応じ、当該
	区分に定める額
(ア)	一戸建
	ての住宅
	で、床面
	積の合計
	が200
	平方メー
	トル未満
	のもの
	20,0
	00円
(イ)	一戸建
	ての住宅
	で、床面
	積の合計
	が200
	平方メー
	トル以上
	のもの
	22,0
	00円
(ウ)	住宅用
	途を含む
	建築物の
	住宅部分
	38,
	000円
ウ	省令第1条第
	1項第2号イ(
	1)及びロ(2
	)又は同号イ(
	2)及びロ(1
	)に定める基準
	に適合するもの
	次に掲げる区
	分に応じ、当該
	区分に定める額
(ア)	一戸建
	ての住宅
	で、床面
	積の合計
	が200

						300平 方メートル未満のもの 102,000円 (イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上のもの 30,000円
				法第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す図書の交付を受けている 法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	1件	次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 9,500円
				法第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す図書の交付を	1件	ア 省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円 (イ) 床面積の合計が300平

				受けていない 法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定		方メートル以上のもの167,000円 イ 省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの51,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの65,000円
法第30条第1項各号) に掲げる基準に適合することを示す図書の交付を受けている法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	(略)一の建築物ごとに次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額(2以上の申請区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額を合算して得た額) ア 一戸建ての住宅 5,000円 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 11,000円	ア 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合 当該計画の区分に応じて、それぞれの額に2分の1を乗じて得た額 イ 当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に併せて建築確認の申請がされた場合 当該計画の認定に係る額に次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を加算して得た額 (ア) (イ)及び(ウ)以外のもの第5号建築物	法第35条(略)一の建築物ごとに次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額(2以上の申請区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額を合算して得た額) ア 一戸建ての住宅に係る申請 5,000円 イ 住宅の用途を含む建築物の住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの1,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上の			当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に併せて建築確認の申請がされたときは、当該計画の認定に係る金額に次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を加えた額とする。 ア イ及びウ以外のもの第5号建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料に相当す

		ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 <u>11, 000円</u>	に関する確認又は計画通知の項に定める手数料に相当する額 (イ) 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、構造計算が認定プログラムにより行われたもの (ア) の額及び120,700円 (ウ) 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、(イ)以外のもの(ア)の額及び174,600円			もの <u>23, 000円</u> ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分に係る申請次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの <u>1, 000円</u> (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの <u>19, 000円</u>	る額 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、構造計算が認定プログラムにより行われたもの <u>アの額</u> 及び120,700円 ウ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、 <u>イ</u> 以外のもの <u>アの額</u> 及び174,600円
法第30条第1項各号)	(略)	一の建築物ごとに次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額(2以上の申請区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額を合算して得た額) ア 省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に	ア 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合、当該計画の区分に応じて、それぞれの額に2分の1を乗じて得た額 イ 当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に併	法第35条第1項各号)	(略)	一の建築物ごとに次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額(2以上の申請区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額を合算して得た額) ア 省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に	当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に併せて建築確

応じ、当該区分
に定める額
(ア) 一戸建
ての住宅
で、床面
積の合計
が200
平方メー
トル未満
のもの
40,0
00円

(イ) 一戸建
ての住宅
で、床面
積の合計
が200
平方メー
トル以上
のもの
44,0
00円

(ウ) 住宅用
途を含む
建築物の
住宅部分
80,
000円

せて建築確認
の申請がされ
た場合、当該
計画の認定に
係る額に次に
掲げる区分に
応じ、当該区
分に定める額
を加算して得
た額

(ア) (イ
)及び
(ウ)

以外の
もの
第5号
建築物
に關す
る確認
又は計
画通知
の項に
定める
手数料
に相当
する額

(イ) 構造
計算適
合性判
定の実
施の申
出を伴
う場合
で、構
造計算
が認定
プログラ
ムによ
り行わ
れたも
の
(ア)

の額及
び12
0,7
00円

(ウ) 構造
計算適
合性判
定の実
施の申
出を伴
う場合
で、(イ)以
外のも
の
(ア)の
額及び
174

応じ、当該区分
に定める額
(ア) 一戸建
ての住宅
に係る申
請、次に
掲げる区
分に応じ
、当該区
分に定め
る額

a 床面
積の合
計が2
00平
方メー
トル未
満のも
の
4
0,0
00円

b 床面
積の合
計が2
00平
方メー
トル以
上のも
の
4
4,0
00円

(イ) 住宅の
用途を含
む建築物
の住宅部
分に係る
申請、次
に掲げる
区分に応
じ、当該
区分に定
める額

a 床面
積の合
計が3
00平
方メー
トル未
満のも
の
8
0,0
00円

b 床面
積の合
計が3
00平
方メー
トル以
上のも

認の申請がされ
たときは、当該
計画の認定に係
る金額に次に掲
げる区分に応
じ、当該区分に
定める額を加え
た額とする。

ア イ及びウ以
外のもの 第
5号建築物に
關する確認又
は計画通知の
項に定める手
数料に相当す
る額

イ 構造計算適
合性判定の実
施の申出を伴
う場合で、構
造計算が認定
プログラムに
より行われた
もの アの額
及び120,
700円

ウ 構造計算適
合性判定の実
施の申出を伴
う場合で、イ
以外のもの
アの額及び1
74,600
円

， 6 0
0 円

イ 省令第10条
第2号イ(2)
及びロ(2)に
定める基準に
適合するもの
次に掲げる区
分に
応じ、当該区
分に定める額
(ア) 一戸建
ての住宅
で、床面
積の合計
が200
平方メー
トル未満
のもの
20,0
00円

(イ) 一戸建
ての住宅
で、床面
積の合計
が200
平方メー
トル以上
のもの
22,0
00円
(ウ) 住宅用
途を含む
建築物の
住宅部分
38,
000円

の 1
35,
000
円
イ 省令第10条
第1号イ(2)
及びロ(2)に
定める基準に
適合するもの
次に掲げる区
分に
応じ、当該区
分に定める額
(ア) 一戸建
ての住宅
に係る申
請 次に
掲げる区
分に応じ
、当該区
分に定め
る額
a 床面
積の合
計が2
00平
方メー
トル未
満のも
の 2
0,0
00円
b 床面
積の合
計が2
00平
方メー
トル以
上のも
の 2
2,0
00円
(イ) 住宅の
用途を含
む建築物
の住宅部
分に係る
申請 次に
掲げる区
分に応じ
、当該区
分に定め
る額
a 床面
積の合
計が3
00平
方メー
トル未
満のも

ウ 省令第10条

第2号イ(1)

及びロ(2)又は同号イ(2)

及びロ(1)に定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額

(ア) 一戸建

ての住宅

で、床面

積の合計

が200

平方メー

トル未満

のもの

29,0

00円

(イ) 一戸建

ての住宅

で、床面

積の合計

が200

平方メー

トル以上

のもの

33,0

00円

(ウ) 住宅用

途を含む

建築物の

住宅部分

に係る申

請 59

,000

円

エ 省令第10条

第1号イ(1)

及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

267,000

円

の 3

8,0

00円

b 床面

積の合

計が3

00平

方メー

トル以

上のも

の 6

6,0

00円

ウ 省令第10条

第1号イ(1)

及びロ(1)に定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額

オ 省令第10条
第1号イ(2)
及びロ(2)に
定める基準に
適合する非住宅
用途を含む建
築物の非住宅
部分
102,000
円

(ア) 非住宅
用途を含む
建築物の非
住宅部分に
係る申請
次に掲げる
区分に応じ
、当該区分
に定める額
a 床面積の
合計が300
平方メートル
未満のもの
の267,000
円
b 床面積の
合計が300
平方メートル
以上のもの
の334,000
円
エ 省令第10条
第1号イ(2)
及びロ(2)に
定める基準に
適合するもの
次に掲げる区
分に応じ、当
該区分に定め
る額
(ア) 非住宅
用途を含む
建築物の非
住宅部分に
係る申請
次に掲げる
区分に応じ
、当該区分
に定める額
a 床面積の
合計が300
平方メートル
未満のもの

						の 1 0 2, 0 0 0 円 b 床面 積の合 計が 3 0 0 平 方メー トル以 上のも の 1 3 0, 0 0 0 円	
				法第 3 5 条 第 1 項各号 に掲げる基 準に適合す ることを示 す図書の交 付を受けて いる法第 3 6 条第 1 項 の規定に基 づく建築物 エネルギー 消費性能向 上計画の変 更の認定	1 件	一の建築物ごとに 次に掲げる申請区 分に応じ、当該区 分に定める額。た だし、新たに追加 される建築物につ いては、法第 2 9、 条第 1 項の規定に 基づく認定の額（ 2 以上の申請区分 に該当するときは 、それぞれの区分 に定める額を合算 して得た額） ア 一戸建ての住 宅に係る申請 2, 5 0 0 円 イ 住宅の用途を 含む建築物の住 宅部分に係る申 請 次に掲げる 区分に応じ、当 該区分に定める 額 （ア） 床面積 の合計が 3 0 0 平 方メー トル未満の もの 5 , 5 0 0 円 （イ） 床面積 の合計が 3 0 0 平 方メー トル以上の もの 1 1, 5 0 0 円 ウ 非住宅用途を 含む建築物の非 住宅部分に係る 申請 次に掲げ る区分に応じ、	当該建築物エネ ルギー消費性能 向上計画の変更 の認定に併せて 建築確認の申請 がされたときは 、当該計画の変 更の認定に係る 金額に次に掲げ る区分に応じ、 当該区分に定め る額を加えた額 とする。 ア イ及びウ以 外のもの 第 5 号建築物に 関する確認又 は計画通知の 項に定める手 数料に相当す る額 イ 構造計算適 合性判定の実 施の申出を伴 う場合で、構 造計算が認定 プログラムに より行われた もの アの額 及び 1 2 0, 7 0 0 円 ウ 構造計算適 合性判定の実 施の申出を伴 う場合で、イ 以外のもの アの額及び 1 7 4, 6 0 0 円

		当該区分に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 9,500円	
法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す図書の交付を受けていない法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定	1件	一の建築物ごとに次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額。ただし、新たに追加される建築物については、法第29条第1項の規定に基づく認定の額（2以上の申請区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額を合算して得た額） ア 省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 一戸建ての住宅に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 2,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 4,600円	当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に併せて建築確認の申請がされたときは、当該計画の変更の認定に係る金額に次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を加えた額とする。 ア イ及びウ以外のもの 第5号建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料に相当する額 イ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、構造計算が認定プログラムにより行われたもの アの額及び120,700円 ウ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合で、イ以外のもの アの額及び174,600円

積の合
計が2
00平
方メー
トル以
上のも
の2
2,0
00円

(イ) 住宅の
用途を含
む建築物
の住宅部
分に係る
申請次に
掲げる区
分に応じ
、当該区
分に定め
る額

a 床面
積の合
計が3
00平
方メー
トル未
満のも
の4
0,0
00円

b 床面
積の合
計が3
00平
方メー
トル以
上のも
の6
7,5
00円

イ 省令第10条
第2号(2)及
びロ(2)に定
める基準に適合
するもの次に
掲げる区分に応
じ、当該区分に
定める額

(ア) 一戸建
ての住宅
に係る申
請次に
掲げる区
分に応じ
、当該区
分に定め
る額

a 床面
積の合
計が2

00平方メートル未満のもの
10,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
11,000円

(イ) 住宅の用途を含む建築物の住宅部分に係る申請次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
19,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの
33,000円

ウ 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額

(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅

部分に係
る申請
次に掲げ
る区分に
応じ、当
該区分に
定める額

a 床面
積の合
計が3
00平
方メー
トル未
満のも
の1
33,
500
円

b 床面
積の合
計が3
00平
方メー
トル以
上のも
の1
67,
000
円

エ 省令第10条
第1号イ(2)
及びロ(2)に
定める基準に適
合するもの次に
掲げる区分に
応じ、当該区分
に定める額

(ア) 非住宅
用途を含
む建築物
の非住宅
部分に係
る申請
次に掲げ
る区分に
応じ、当
該区分に
定める額

a 床面
積の合
計が3
00平
方メー
トル未
満のも
の5
1,0
00円

b 床面
積の合

		計が 3 0 0 平 方メー トル以 上のも の 6 5, 0 0 0 円	
法第 2 条第 1 項第 3 号 に掲げる基 準に適合す ることを示 す図書の交 付を受けて いる法第 4 1 条第 1 項 の規定に基 づく建築物 エネルギー 消費性能に 係る認定	1 件	次に掲げる申請区 分に応じ、当該区 分に定める額（2 以上の申請区分に 該当するときは、 それぞれの区分に 定める額を合算し て得た額） ア 一戸建ての住 宅に係る申請 5, 0 0 0 円 イ 住宅の用途を 含む建築物の住 宅部分に係る申 請 次に掲げる 区分に応じ、当 該区分に定める 額 （ア） 床面積 の合計が 3 0 0 平 方メー トル未満の もの 1 1, 0 0 0 円 （イ） 床面積 の合計が 3 0 0 平 方メー トル以上の もの 2 3, 0 0 0 円 ウ 非住宅用途を 含む建築物の非 住宅部分に係る 申請 次に掲げ る区分に応じ、 当該区分に定め る額 （ア） 床面積 の合計が 3 0 0 平 方メー トル未満の もの 1 1, 0 0 0 円 （イ） 床面積 の合計が 3 0 0 平	

		方メートル以上のもの 19,000円	
法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合することを示す図書の交付を受けていない法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定	1件	次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額（2以上の申請区分に該当するときは、それぞれの区分に定める額を合算して得た額） ア 省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 （ア） 一戸建ての住宅に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの の40,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの の44,000円 （イ） 住宅の用途を含む建築物の住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定	

める額

a 床面
積の合
計が3
00平
方メー
トル未
満のも
の 8
0, 0
00円

b 床面
積の合
計が3
00平
方メー
トル以
上のも
の 1
35,
000
円

イ 省令第1条第
1項第2号イ(2)及びロ(2)
)又は同号イ(3)及びロ(3)
)に定める基準
に適合するもの
次に掲げる区
分に応じ、当該
区分に定める額
(ア) 一戸建

ての住宅
に係る申
請 次に
掲げる区
分に応じ
、当該区
分に定め
る額

a 床面
積の合
計が2
00平
方メー
トル未
満のも
の 2
0, 0
00円

b 床面
積の合
計が2
00平
方メー
トル以
上のも
の 2
2, 0

00円
(イ) 住宅の
用途を含
む建築物
の住宅部
分に係る
申請 次
に掲げる
区分に応
じ、当該
区分に定
める額

a 床面
積の合
計が3
00平
方メー
トル未
満のも
の 3
8, 0
00円

b 床面
積の合
計が3
00平
方メー
トル以
上のも
の 6
6, 0
00円

ウ 省令第1条第
1項第1号イに
定める基準に適
合するもの 次
に掲げる区分に
応じ、当該区分
に定める額

(ア) 非住宅
用途を含
む建築物
の非住宅
部分に係
る申請
次に掲げ
る区分に
応じ、当
該区分に
定める額

a 床面
積の合
計が3
00平
方メー
トル未
満のも
の 2
67,
000

					円
					b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの432,000円
				エ 省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額	
				(ア) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分に係る申請次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額	
				a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの102,000円	
				b 床面積の合計が300平方メートル以上のもの130,000円	
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第	（略）	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる申請区分に応じ、当該区分に定める額（2以上の申請区分に該当するとき		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省第5	（略）

5号) 第13条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	は、それぞれの区分に定める額を合算して得た額) ア 法第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項の認定又は法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す図書の交付を受けている場合、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 一戸建ての住宅 2, 500円 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 5, 500円 (ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 5, 500円 イ ア以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものの次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 (ア) 一戸建ての住宅	号) 第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付		
			ア 法第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項の認定又は法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す図書の交付を受けている場合 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5, 500円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 9, 500円	

	で、床面積の合計が200平方メートル未満のもの
	20,000円
(イ)	一戸建ての住宅で、床面積の合計が200平方メートル以上のもの
	22,000円
(ウ)	住宅用途を含む建築物の住宅部分
	40,000円
ウ	ア以外の場合
	で、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものの次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額
(ア)	一戸建ての住宅で、床面積の合計が200平方メートル未満のもの
	10,000円
(イ)	一戸建ての住宅で、床面積の合計が200平方メートル以上のもの
	11,000円
(ウ)	住宅用途を含む建築物の住宅部分
	19,000円

エ ア以外の場合
で、省令第1条
第1項第2号イ
(1)及びロ(2)
又は同号イ(2)
及びロ(1)に定める基
準に適合するもの
次に掲げる区分
に応じ、当該区分
に定める額
(ア) 一戸建ての住宅
で、床面積の合計
が200平方メートル未
満のもの
14,500円
(イ) 一戸建ての住宅
で、床面積の合計
が200平方メートル以
上のもの
16,500円
(ウ) 住宅用途を含む
建築物の住宅部分
29,500円
オ ア以外の場合
で、省令第1条
第1項第1号イに定め
る基準に適合する非
住宅用途を含む建築
物の非住宅部分
133,500円

イ ア以外の場合
で、省令第1条
第1項第1号イに定め
る基準に適合するもの
次に掲げる区分
に応じ、当該区分に
定める額
(ア) 床面積の合計が
300平方メートル未
満のもの
133,500円
(イ) 床面積の合計が
300平方メートル以
上の

		もの 1 67,000円 カ ア以外の場合 で、省令第1条 第1項第1号ロ に定める基準に 適合する非住宅 用途を含む建築 物の非住宅部分 51,000円			もの 1 67,000円 ウ ア以外の場合 で、省令第1条 第1項第1号ロ に定める基準に 適合するもの 次に掲げる区分 に応じ、当該区 分に定める額 (ア) 床面積 の合計が 300平方メートル未満の もの 51,000円 (イ) 床面積 の合計が 300平方メートル以上の もの 65,000円	
(9)～(17) (略)				(9)～(17) (略)		

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の和光市手数料条例の規定（次項に掲げるものを除く。）は、施行日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- この条例による改正後の和光市手数料条例の規定（建築物の計画の変更に係るものに限る。）は、施行日以後に確認済証の交付を受けた者が施行日以後に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替えの工事に着手するものに関する申請に係る手数料について適用し、同日前に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替えの工事に着手するものに関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和7年2月20日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築基準法の改正法の施行に伴い、関連する事務手数料の額等について所要の改正をしたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。